

座談会

山あり火あり十五年

県政■終戦後から「県計画」まで



写真は左から小山総務部長、河津町村会々長、沢田副知事、平川県議会議長

沢田 今日はお忙しいなかをお集り頂きまして有難うございました。昭和二十二年に地方自治法が施行されました。今年で十五年目を迎えるわけです。この記念すべき時に当りまして、県政十五年を振り返ってみることも、無意味ではなからうと思えます。

本日お集り頂きました方々は、地方自治法施行以来、それぞれのお立場はありましたが、何らかの形で県政に関与して頂いた方々ばかりです。ひとつ県政十五年を振り返って、いろいろと思ひ出話しをお伺いできれば幸いと存じます。

地方自治法と憲法が同時に施行になりましたのが、昭和二十二年の五月三日ですが、地方行政にとりまして、地方自治法の施行というものは画期的なことでした。

まず、それまで政府の任命であった知事、市町村長の公選が行われるようになっていきます。全般的に民主主義の思想というものが大きくとり入れられてきたわけです。

平川 二十二年の四月選挙からです。

思い出の雨もり県会

沢田 その時は知事と県議員さんと一緒にあつたんですね。知事には誰と誰が……平川 あれはね、自由党と民主党が桜井さんを、社会党が細川隆元さんを……それから我々はその時、協同党というのをつくつていたんですが、協同党が藤本さんを推したんです。そのほか二人で、合計五人が立候補しましたね。

沢田 小山さんはいつ県庁にはいられたので小山 二十一年の八月です。二十一年の九月

出席者 (発言順)

- 平川 千吉氏 (熊本県議会議長)
- 小山 峯雄氏 (熊本県総務部長)
- 河津 寅雄氏 (熊本県町村会々長)
- 沢田 一精氏 (熊本県副知事)

■九月六日県むつみ寮にて

に地方制度の第一次改正がありましてね。これが参政権の拡大というもので女性の方が入ってきた。それから議会の権限の拡充。それから直接選挙ということになったんです。だから私は地方制度の改正と殆んど同時に入つたわけです。

平川 その時の県議員の党派別をみますと、民主党(二十四)自由党(十八)国民協同党……この時は協同党といつていたんですが、これが(七)無所属(五)社会党(一)というぐあいでした。

沢田 定員五十五名ですか。その頃県庁は今の市公会堂にありましたね。ホールが議場になっていましたね。

平川 私の議席は七番でしたから、演壇の前あたりなんです。ところが雨が降ると雨洩りがして。仕方がないから机を横の方に移したり(笑)……あわれなものでしたよ。

沢田 傍聴席が二階で……平川 そうです。県庁が戦災で焼けてからすぐ入つたらいいですね。二十二年に十二月の定例会から、二十四年の六月県会まで、あそこでやつていますね。

二十四年八月県会から、今の建物に移つていますね。あの頃は隔月に一回やつていました。

河津 そうですね。年六回制度でした。それが後で四回になった。

いま熊本県は「あげ潮」にのつているといわれる。この好調の時に、おしつけ政策の手直し期

沢田 まあ庁舎は不自由な公会堂におこめられて、しかも軍政府の威光が強うございましたね。

平川 教育関係は、いつもヤカマシイ……沢田 ピーターセンでしょう。

平川 そうそう、あれはヤカマシかつた。(笑)

米の供出や六・三制や……河津 あの当時は結局、県も市町村も大きな仕事としては第一に米の供出でした。知事をはじめ、市町村の責任者も皆頭を痛めた。それから六・三制の問題。他の行政には手がつかない。一番大きい仕事は、主食の供出と配給に忙殺されていたということではないでしょうか。

河津 そして今の農業委員の前身が、当時は食糧調整委員と農地委員で、この二つが市町村に別々におりました。

沢田 割り当て会議や何やと……河津 たいてい町村長が首をとられるのは、米の供出がうまくいかないとか、六・三制でピーターセンに文句をいわれるとか……(笑)

平川 あの頃は、村でも民主勢力というものが出てきて、前からいる指導者はみんな悪いやつだといつたりして……反撥をくつたわけですね。

沢田 いわゆる戦後の混乱時代ですね。

河津 国からうけた追放以外に、民主主義のいき過ぎによって、いろいろ間違つた追放をうけた人もかなりいますね。

沢田 その頃の大きな問題としては、農地改革がありますね。

河津 そう、そう。大きいですね。

小山 それから労働問題ですね。二十二年の二・一ストとか……

「産振計画」で復興へ

沢田 私は当時県庁に入つたばかりで、県民室で例の「第一次産振計画」といつて、二十二年から二十五年までの四カ年計画を立案させられたんですがね。

この「第一次産振計画」というのは、戦争によって破壊された産業を、一日も早く戦前のレベルに復興させよう

沢田 二十四年になりますと、財政の面では一番大きな問題ですが、シャッパル勅告によつて、税制の改善が緒についているという時期です。

平川 終戦後、急激な日本の民主化で極端な施策や法律や行政が組み立てられたが、やはり現実とマッチしないもの、日本本的でないというものは、二十四年、五

おしつけ政策の手直し期

年頃から反省が行なわれていきますね。それが第二期的な現象ではないでしょうか。年頃から反省が行なわれていきますね。それが第二期的な現象ではないでしょうか。年頃から反省が行なわれていきますね。それが第二期的な現象ではないでしょうか。